

2024年3月28日

各位

**「支払期日が2027年4月1日以降の手形の取立受付中止」
ならびに「手形・小切手交付手数料の改定」について**

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、手形・小切手の全面電子化への取組みの一環として、支払期日が2027年4月1日以降の手形の取立受付について2024年3月末をもって中止するとともに、手形・小切手交付手数料を改定しますので、下記のとおりお知らせいたします。なお、手形・小切手交付手数料につきましては、お客さまへの影響を踏まえ、1年後の2025年4月1日受付分からの改定とさせていただきます。

記

○支払期日が2027年4月1日以降の手形（以下、「当該手形」という。）の取立受付中止

- 既に店頭やホームページ等でご案内させていただいていた通り、当該手形の取立受付は、2024年3月末をもって中止いたします。
- 2024年4月1日以降、当該手形についてはお客さまで大切に保管いただき、支払期日（呈示期間内）にお取引店にお持ち込みいただくようお願い申し上げます。

○手形・小切手交付手数料の改定**（1）改定内容**

変更前(税込)			▶	変更後(税込)
手形交付手数料	1冊(50枚)	3,300円		5,500円
小切手交付手数料	1冊(50枚)	2,200円		

（2）改定日：2025年4月1日（火）受付分より**○背景等**

- 2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」では、「5年後の約束手形の利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主行動計画を策定しました。
- こうした背景を踏まえ、当行では手形・小切手の電子化を促進するため、既にご案内済みの「当座預金の新規口座開設の受付廃止」に加え、今般、支払期日が2027年4月1日以降の手形の取立受付を中止することといたしました。
- 併せて、電子化に伴う手形・小切手の交換枚数の減少や資源高等によるコスト増加を踏まえ、手形・小切手交付手数料を改定するものです。なお、当行では、手形・小切手に代わる決済手段として「でんさい」および「法人インターネットバンキング」等のご提案を進めてまいりますとともに、これを契機にお客さまの総合的なDX推進に向け、グループ一体で取組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

手形の事前受入中止：伊予銀行事務統括部（担当：清家、森末） TEL（089）907-1081

手数料の改定：伊予銀行ビジネスマーケティング部（担当：市川、木藤） TEL（089）907-1053